

## 平成30年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成31年2月22日（金）  
午前9時55分から午前11時00分まで

2 開催場所 宇都宮市役所本庁舎 14大会議室

3 出席者

委員 A

B

C

D

E

事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

本審議会は、宇都宮市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を調査審議するものであります。

是非とも、忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

本日は、委員改選後初めての会議でございますので、しばらくの間、事務局で会議の進行を務めさせていただきます。

まず、委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

[委員自己紹介]

事務局 ありがとうございます。

それでは、次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。

[事務局自己紹介]

(2) 会長の選出及び職務代理者の指名

事務局 それでは、次に会長の選出と職務代理者の指名に入ります。

まず、会長の選出につきましては、宇都宮市個人情報保護条例施行規則第18条第1項の規定によりまして、委員の互選により定めることとされておりますので、委員の皆様に会長の互選をお願いしたいと思います。

どなたか御推薦があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

E委員 委員経験が豊富であり、また大学教授として様々な経験があるA委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 A委員を会長にという御意見がありました。いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

事務局 ありがとうございます。

それでは、A委員を会長と決定いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

A委員、会長席に御移動をお願いいたします。

[A委員、会長席に移動]

事務局 それでは、この後の進行は、A会長にお願いしたいと思ひます。

A会長、よろしくお願ひいたします。

会 長 会長に選出いただきましたAです。

一線で活躍されている委員の皆様にご協力いただきながら、精一杯務めま  
すので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事を進めていきたいと思ひます。

会長の選出の次は、職務代理者の指名となっております。

職務代理者の指名につきましては、宇都宮市個人情報保護条例施行規則第  
18条第3項の規定によりまして、会長が指名するということになっており  
ますので、私から指名させていただきたいと思ひます。

職務代理者については、弁護士として法的な知識のプロフェッショナルであ  
るB委員にお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。

では、御了解いただきましたので、職務代理者はB委員にお願いしたいと  
思ひます。

## (2) 審議

会 長 それでは、早速、審議に入りたいと思ひます。

次第によりますと、本日の審議案件は、2件となっております。

防犯カメラの設置に係る諮問案件が1件と、ドライブレコーダーの設置に係る諮問案件が1件となっております。

審議については、1件ずつ進めていきたいと思っております。

まず、1件目の審議案件であります平成30年度諮問第1号「宇都宮市本庁舎エレベーター内に設置する防犯カメラによる個人情報の収集」について、実施機関から御説明いただきたいと思っておりますので、実施機関に入室していただくようお願いいたします。

[実施機関（管財課）入室]

会 長 それでは、最初に、所属と名前をお願いいたします。

[実施機関（管財課）自己紹介]

会 長 それでは、早速、諮問の内容について御説明をお願いいたします。

[実施機関（管財課）諮問内容説明]

会 長 実施機関からの説明は終わりました。

委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。

それでは、私からよろしいでしょうか。

2点確認したいのですが、他市の傾向として、他の中核市や中核市以外の市、あるいは県内の他市の設置状況の情報は得ているのでしょうか。

実施機関 昨年調査したのですが、中核市におきましては19市が設置済です。

会 長 分かりました。中核市以外についてもお調べになっているのでしょうか。

実施機関 中核市以外につきましては、例えば県内の市ですと、4市が既に設置しています。

会 長 分かりました。

もう1点確認したいのですが、技術的なことになるのですが、別紙資料3ページの4(4)運用時間について、エレベーター運行時間と同じ24時間となっておりますが、実際に夜中の1時くらいにエレベーターを使用することはあるのですか。

実施機関 警備員が巡回にエレベーターを使用しております。

会 長 警備員が使用するということですね。職員の方が使用することはあるのでしょうか。

実施機関 深夜に残業があるかどうかによりますが、職員以外で主に毎日深夜にエレ

ベーターを使用するのは警備員になります。

会 長 主に警備員が巡回で使用するということですね。では、100%ではないでしょうが、外部から入ってきた方が使用することはほぼあり得ないということですね。

実施機関 はい。

会 長 分かりました。24時間の監視というのは、中央監視室で常にどなたかが監視をしているということなののでしょうか。

実施機関 はい。警備員が常駐しておりますので、そこで現在も24時間監視しております。

会 長 交代で監視を行っているのですか。

実施機関 はい。

会 長 それは大変ですね。午前3時、4時も監視しているのですか。

実施機関 はい。

会 長 了解しました。

ほかの委員の方、御質問はいかがですか。

B委員 既に設置されている8台の防犯カメラについても、データの保存期間や消去方法については、今回の諮問と同様の運用をされているのでしょうか。

実施機関 はい。同じ運用をしております。

会 長 ほかに御質問はありますか。

D委員 防犯カメラについては、学校にも全校設置しているという実績があり、特に今まで問題は無かったと思いますが、本件においては警備員の方が運用に携わっており、カメラの映像を警備員の方が常時目視しているということですね。

実施機関 はい。

D委員 一番心配なのは、過去に、防犯カメラではないのですが、職員が住民票か何かを目的外利用して、その情報を漏えいしたという事件があったのですが、その事件のように、防犯カメラの映像についてもプライバシーが侵害されないように、映像を目視している警備員の方に対しても教育・指導を徹底していただきたいと思います。

実施機関 十分指導していきます。

また、警備員はカメラを常時見てはいますが、記録した映像については、管財課の職員のみが、映像の確認及び管理をしております。

D委員 見た映像についても、プライバシーが侵害されないよう徹底していただきたいと思います。

実施機関 見た映像を口外しないようにということですね。現在も指導しておりますが、今後も指導を徹底してまいります。

D委員 よろしく願いいたします。

参考にお聞きしたいのですが、防犯カメラの設置費用や維持費はどの程度なのでしょう。

実施機関 約1,000万円になります。

D委員 維持管理費も含めてでしょうか。

実施機関 維持管理費は別になりますが、保守契約の中で、維持管理を含め対応していきたいと考えております。防犯カメラの設置に係る費用は約1,000万円になります。

D委員 分かりました。

実施機関 カメラ自体はそんなに高額ではないのですが、庁舎が16階までである中で、最上階から地下まで画像を電送する関係の配線工事の費用がかかり、このような金額になっております。

会 長 コストがかかるのですね。個人情報保護の観点において関連する御質問等ありましたらお願いいたします。

C委員 細かいところになりますが、画像の消去について別紙資料3ページの4(5)ウに上書き消去すると書いてありますが、これは新しいデータで上書きするのか、ランダムなデータで完全に埋めるという意味での上書きなのかどちらなのでしょう。

実施機関 基本的には新しいデータで上書きしていきます。

C委員 そうすると、ディスクの中では実際にはデータが消えていないことがあると思うのですが、いかがでしょうか。

実施機関 1日目、2日目と上書きしていき、10日経つと一巡して上書きされますが、この際に残っている3日目、4日目のデータのことをおっしゃっているのでしょうか。

C委員 通常、パソコンでデータを消去した場合、消去しただけでは完全には消えず、完全に消すにはその上からデータをかぶせて上書きする必要があります。

会長 C委員がおっしゃっているのは、上から次のデータをかぶせるまでの間、データが残っているということですね。

C委員 そのとおりです。

実施機関 データをかぶせることを繰り返すことになります。

C委員 実際に、消去すべきデータの場所に上書きされるかはシステム任せになってしまうので、その点がデータを廃棄する際になどに注意が必要になります。通常、廃棄する際には、消去すべきデータの上にランダムなデータを埋めた後、廃棄をしたいと思いますがいかがでしょうか。

実施機関 廃棄の際には、おっしゃったとおりの方法になります。ただし、使用中についてはデータをそのまま上書きすれば前のデータは見れなくなるので、ランダムに上書きする形になります。

C委員 その場合の消去とは、次のデータが入ってきてもいい状態に開放するということですね。

実施機関 そのとおりです。廃棄の場合には、ランダムなデータを埋めて完全に削除した後廃棄する方法を取る予定です。ディスクが故障して交換等を行うことが想定されますので、完全に削除する運用をとらせていただきます。

会長 よろしいでしょうか。

E委員、どうぞ。

E委員 防犯カメラの映像には音声は入らないということでしょうか。

実施機関 音声は入りません。

E委員 そうしますと、防犯カメラで映像を収集する際にも、死角になる部分はあると思うのですが、エレベーター内でナイフを持っている場合など、特定のデータをカメラが感知してモニター室でブザーが鳴るなどの対応はとれるのでしょうか。

実施機関 今回導入予定のカメラでは、そういった機能は付いておりません。

E委員 映像を撮るだけということですね。

実施機関 はい。

E委員 エレベーターは箱の中になりますので、閉じ込められてしまうとどうしよう

もないと思うのですが。

実施機関 万が一の際は、非常ボタンと併用して対応する形になると思います。

E委員 あとは、外部からエレベーターを止めることはできるのでしょうか。災害時などには、自動的に最寄りの階に停止するようになっていると思うのですが。

実施機関 災害時にはおっしゃったとおりの仕組みで停止するようになっています。

E委員 防犯カメラの画像を確認して、外部から手動で止めることはできるのでしょうか。

実施機関 エレベーターの管制は行っているのですが、外部から手動で止めることは可能です。

E委員 防犯カメラで見つけた場合には、エレベーターを停止して駆けつけるということですね。

実施機関 はい。

D委員 1点確認したいのですが、学校の防犯カメラのデータ保存期間は、14日間だったと思うのですが、そうだった場合、エレベーターの防犯カメラの保存期間10日間と異なる理由は何かあるのでしょうか。

実施機関 学校の防犯カメラの保存期間については確認できていませんが、エレベーターの防犯カメラの考え方としましては、基本は1週間分必要となるが、祝日や休日が入るため、開庁日1週間分を確保するためには大体10日間必要だろうという考え方で整理しております。

D委員 個別に判断した結果だということですね。

実施機関 はい。学校には学校の事情があるのだと思います。

会長 よろしいでしょうか。

1点確認したいのですが別紙資料2ページの一番上に雑居ビルの例が出ていますが、情報収集した範囲では、実際に自治体や庁舎内でこういった強制わいせつ等が問題になった事件は発生しているのでしょうか。

実施機関 調べた範囲では、発生は確認できませんでした。

会長 分かりました。

ほかに御質問はありますか。

よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

会 長            それでは、これで質疑を終了したいと思います。

実施機関は退室してください。

[実施機関（管財課）退室]

会 長            それでは、諮問第1号について審議したいと思います。

委員の皆様から御意見がありましたら、お願いいたします。

C委員            私が先ほど質問した部分になりますが、実施機関に話を聞いたところ、厳密な意味で10日間を過ぎたデータが完全に消えるということではなく、10日間を過ぎると徐々にデータが消えていくということのようです。ただ、実質的には10日間を過ぎた時点でランダムなデータで埋め尽くさなくとも、10日間過ぎればデータが徐々に消えて次のデータに置き変わっていくということであれば、問題ないと思います。

会 長            そうですね。ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

B委員            結論としては、収集して良いと思っております。プライバシー権や肖像権と犯罪抑止などの必要性の兼ね合いにより、収集すべきか判断することになると思いますが、法律上は個人情報保護法があり、個人情報の収集に当たっては本人の同意が必要と定められておりますが、例外的に同意をとらなくても良い場合も定められており、本件のような不特定多数の方に対する犯罪抑止を目的とする際には同意が必要ないとされています。そういう意味で平等性がありますし、利用目的についても別紙資料3ページの4(3)防犯カメラの設置の表示にもあるように、「防犯カメラ作動中」と表示することです。法律上は、個人情報を収集する際は目的も通知することになっていますが、防犯カメラの表示については、一般的にこの程度の表示で良いと解釈されているため、その点からも良いと思いますし、必要性については明らかだと考えております。

会 長            では、E委員いかがですか。

E委員            今までも、庁舎の入り口等の防犯カメラが運用されており、特に支障があったということも聞いておりませんし、同様に秘密保持ということに十分注意していただいているようですので、B委員がおっしゃったように私も問題ないと思います。



会 長 D委員はいかがですか。

D委員 私も同様に、過去に既に学校の防犯カメラ等で実績もあり、必要性から考えると認めたほうが良いと思います。

会 長 分かりました。私もそのように考えておりますので、諮問第1号については、必要性があるということで、承認する方向で答申することにしたと思います。

[「異議なし」と言う人あり]

事務局 確認したいのですが、質疑の中でD委員から警備員等に個人情報の漏えいに関する教育を徹底するよという申出があったと思いますが、これは答申の中でも何か触れたほうが良いのかどうかはいかがでしょうか。

会 長 答申にその内容を入れるかどうかですね。

D委員 私としては、答申に入れていただきたいです。繰り返し教育をしても、様々な事件や問題が起きている話なので、入れていただいた方が良いと思います。

会 長 私も同意見ですが、一方で警備員についてもその道のプロの方が行っており、監視カメラの映像の個人情報を守ることにしても業務の延長だと思います。そういった中で、答申に入れて今一度注意喚起するべきかどうかだと思うのですがいかがでしょうか。

B委員 答申に入れる方針で、記載内容については会長に一任するのはいかがでしょうか。

会 長 そうですね。

B委員 そういったことについては、繰り返し指摘しておいた方が良いと思います。

D委員 答申についての情報公開請求があっても、個人情報の漏えいに関する教育をきちんとしているという姿勢を見せることができると思います。

会 長 分かりました。では、答申に入れる方針で、記載内容については、私に一任していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、2件目の審議案件であります平成30年度諮問第2号「公用車に設置するドライブレコーダーによる個人情報の収集」について、実施機関から御説明いただきたいと思いますので、実施機関に入室していただくようお願いいたします。

[実施機関（管財課，警防課，企業総務課）入室]

会 長 それでは、最初に、所属と名前をお願いいたします。

[実施機関（管財課、警防課、企業総務課）自己紹介]

会 長 それでは、早速、諮問の内容について御説明をお願いいたします。

[実施機関（管財課、警防課、企業総務課）諮問内容説明]

会 長 実施機関からの説明は終わりました。

委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。

B委員 別紙2に参考機種写真があり、ユピテル社のドライブレコーダーですが、実際に導入する機種は、もう決定しているのでしょうか。

実施機関 具体的な機種の決定はしていませんが、前方を撮影する機種を想定しています。ドライブレコーダーについては、追突した際に撮影するものや、後方を撮影するもの、360度撮影が可能なもの等がありますが、例えば市の公用車が他の車に追突された場合などは、責任の割合は10対0でほぼ確定しますが、公用車の前方でぶつかった場合、お互いの主張が食い違い、責任の割合が確定しないことが圧倒的に多いため、前方の撮影を想定しています。

また、360度撮影が可能なカメラにすると、車内が映りますが、それは今回のドライブレコーダーの設置目的である事故処理には必要のない情報であることや、前方撮影のカメラと比較して高価であることから、前方を撮影するカメラを想定しています。

会 長 B委員がお聞きしたのは、機種が決定しているかということでしょうか。

B委員 機種と後方の撮影機能を入れるかどうかです。

関連して、マイクロSDカードは、ソケットがあって簡単に抜き差しできる構造の機種か、それともマイクロSDカードは使用するが、ねじなどで簡単には抜き差しできない構造の機種か、どちらでしょうか。

実施機関 ねじなどで抜き差しできない構造の製品は、今調査している中ではなかなか無いのが実情になります。そのため、管理上、車自体の施錠などを徹底してSDカードを持ち出されないようにすることを考えております。

B委員 車の施錠による対策については、職員以外の方に対する対策だと思いますが、例えば職員の方がSDカードを持ち出してカードリーダーなどを使って情報をコピーすることなどを防止するために、ソケット部分は一度差し込んだら紙やテープなどで封印するなどの対策は検討しているのでしょうか。

ソケットタイプの場合、SDカードをスロットに差しこんでいても、ボタ

ン等を押すと出てきてしまいます。考えにくいことですが、職員の方がSDカードを抜いてカードリーダーに差し、スマホやパソコンにデータをダウンロードするのは簡単にできてしまいます。SDカードを戻せば、抜いたことも分からないということ防止するために、SDカードの挿入口をテープなどで封印して抜くとテープが破れ、抜いたことが分かるようにするといったことです。

実施機関 大変有効な対策だと思いますので、検討させていただきます。

D委員 私もその点が心配だったのですが、住民票の情報が過去に悪用されたといった事案もあることから、住民票の場合は、誰が閲覧したかはすぐ分かるようになっていますが、今回のSDカードの情報漏えいについても何か対策は考えられるでしょうか。

実施機関 まずは、指導を徹底しますが、それだけでは済まない場合もあると思いますので、ねじ止めなどが可能な機種については、現在適当な機種を探しているところではありますが、現状見つかっていないということもありますことから、B委員がおっしゃった封印などの方法を考えていきたいと思います。

D委員 先ほどのB委員の質問に絡んだ内容になりますが、撮影は全方位ではないとのことですが、実際の事故は、前方だけでなく脇や後ろからもあると思います。実績として、過去に脇や後ろからの事故は少なく、前方からが多いということでしょうか。

実施機関 実績としては、別紙2のイメージ図の撮影範囲外での事故が全くないわけではないですが、撮影範囲内での事故が圧倒的に多いです。また、360度撮影可能なカメラの場合、画像がどうしても歪んでしまうという問題もあります。

D委員 確か、360度撮影といっても、4方向を撮影し、画像をつなげるといったものですね。

実施機関 はい。そのため、画像が歪んでしまう恐れがあり、事故処理に使用する画像としては、疑問がありますことから、前方の撮影を考えております。

D委員 分かりました。

E委員 ドライブレコーダー設置の対象となる公用車の数が626台ということだからかなりの数になりますが、この中で、切り分けることは可能でしょうか。例え

ば、消防の緊急車両については、感覚的な話になりますが、事故の件数はかなり低いように思いますが、いかがでしょうか。

実施機関 宇都宮市における緊急車両の事故の実績は、近年では1件ですが、全国的にも報道されているように、少しずつ発生しています。消防の場合は、サイレンを鳴らした状態で赤信号の交差点なども進入しますので、通常の公用車よりも危険があると認識しております。

E委員 併せて確認したいのですが、対象車両を絞るか、あとは画像データの保存期間が約12時間で上書きされるという形になっています。公用車が稼働する時間は車種によって違うと思いますが、例えば1日1時間しか乗らない車の場合、10日間画像データが残っているということでしょうか。管理上で画像データが漏えいしないようにするということですが、画像データが無ければ守る範囲も少なくなると思いますが、12時間取得が必要であるという妥当性の検討は行ったのでしょうか。

実施機関 保存期間を約12時間とさせていただいたのは、画質を下げのためです。SDカードのデータの容量はある程度決まっていることから、短時間の撮影の場合、高画質で撮影されることになり、個人識別につながってしまうことから、12時間程度の保存の場合ですと、目の前の事故で人をはねてしまった場合などの人の顔ははっきり映りますが、たまたま映り込んだ通行人の顔の識別は難しいといった画質になります。そのため、保存期間を長めにとっています。

E委員 そうすると、撮影中に犯罪行為がたまたま発生した場合、識別が難しい状態の通行人の顔などを画像処理で識別できるようにすることは可能なのでしょうか。

実施機関 そちらについては、有効性は落ちますので、どちらを優先するかが悩ましいところでした。

E委員 結果的には何を目的とするかになると思います。

実施機関 一義的には、事故処理が一番の目的ですが、附随的に犯罪行為の抑止なども目的としています。

E委員 比較衡量になると思いますが、機械としては、例えば1時間しか記録できないようにすることも可能なのでしょうか。

- 実施機関        その点については、調整は可能です。
- B委員            容量の少ないSDカードに差しかえれば良いのではないのでしょうか。
- 実施機関        はい。
- B委員            解像度を上げてしまえばいいということですね。
- 実施機関        はい。容量の少ないSDカードにしますと、画質の解像度を調整し、保存期間が3時間などに短くなると思います。
- C委員            解像度があまり出ない機種もあると思いますので、先ほどのエレベーターの防犯カメラの画像とは考え方や目的が異なることから、機種を選定する際に最初から画質を上げられない機種を選ぶということですね。
- 実施機関        はい。
- C委員            画像の保存方法が問題だと思うのですが、B委員からも提案があったように、SDカードを抜き取りにくくすることも1つの方法だと思いますが、その考え方ですと、保管場所は車になります。ただ、別紙2の取付け例を見ると、カメラを力づくでとれば、外れてしまうのではないかと思います。そういう状態で保存場所が車内で良いのでしょうか。場合によっては、手間になるが、乗車する際にSDカードを差し込み、車の使用が終わったらカードを抜き、鍵と一緒に建物内に保管するという考え方もあると思いますが、いかがでしょうか。
- 実施機関        建物内での保管についても、現在検討中です。例えば、鍵のかかる車庫に入っている車については、車自体を荒らされることは無いと思いますが、青空駐車している公用車については、御指摘いただいたようなリスクがありますので、その点も含めて管理の仕方については厳格に検討していきたいと思っています。
- C委員            その場合、乗車の都度に抜き差しすることによりSDカードを職員が紛失するというリスクもあります。そういったリスクも踏まえてどちらが良いかという問題もありますね。
- 実施機関        おっしゃるとおり、どちらの方法がより安全性が高いかを現在検討しています。
- C委員            降車の都度に抜くので、先ほどのカードリーダーの話のように、そのタイミングで職員が悪用しようと思えば、悪用するという前提になってしまいます

が、悪用しやすい状況を作り出してしまうかと思います。

実施機関        そうですね。

C委員            どちらが良いかが問題になります。後は、ドライブレコーダーという性質上、外部の方が何が入っているかも分からないドライブレコーダーの画像を欲しがるという事態はあまり無いかもしれないですね。

E委員            まして、それが画質が粗いものであればそうですね。

D委員            SDカードを抜かなくても、ドライブレコーダー本体が外れるものもあると思いますが、その方が管理は簡単になるかとも思いますが、いかがでしょうか。

実施機関        カーナビと異なり組み込み式のものはいくらも無いものですから、その点は、十分気を付けなければいけない部分だと考えております。

会 長            私からもよろしいでしょうか。

別紙1について2点あるのですが、表1中、示談に要する日数が最大55日など長いと思いますが、これは公用車特有のことなのでしょうか。公用車の場合には、一般の事故に比べて、示談に要する平均日数は長いのでしょうか。

実施機関        示談に日数を要する原因としては、過失割合の認定が主になりまして、ドライブレコーダーが搭載されていないと、双方の主張が食い違い、日数を要しております。

会 長            公用車の特徴というわけでは無いのですね。

実施機関        はい。やはり、自分に有利な主張を双方するため、日数を要しております。

会 長            分かりました。

次に、別紙1の表2についてですが、これはドライブレコーダーの設置を想定した上での効果ということでしょうか。

実施機関        はい。こちらについては、想定になりまして、例えば平成25年度については事故が10件発生しましたが、相手方と主張が食い違ったものが8件ありましたので、ドライブレコーダーを搭載していれば、事実確認ができるため、設置効果があると考えました。

会 長            想定の日数ですね。

実施機関        そういった対応ができたろうという意味になります。

会 長 最後にも他市の事例についてですが、機種なども含めて、ドライブレコーダーを運用する中で問題が発生したといった事例などはありますか。

実施機関 盗難や職員が悪用したという事例は今のところ把握しておりません。やはり、他市でも、管理基準や運用ルールを定めた上で、ドライブレコーダーを導入しているようです。

会 長 機種によって、問題が生じていることは無いということですね。

実施機関 はい。ドライブレコーダーについては、機種は一般的なものがほとんどで、あまり特殊な機種はありません。

会 長 他市で公用車にドライブレコーダーを導入している事例は多いのでしょうか。

実施機関 お手元の資料には記載はありませんが、中核市では約85%が導入済みです。

会 長 先ほどの消防の緊急車両なども含めての数でしょうか。

実施機関 現在、全公用車に設置している市が8市あります。

会 長 分かりました。

B委員 1点確認したいのですが、車体の背面及び側面に「ドライブレコーダー作動中」と表示するというのですが、この具体的な場所や表示のサイズが決まっていれば教えていただければと思います。

実施機関 ドライブレコーダーを購入すると、ほとんどシールが1つ付いてくるので、それを背面に貼ることを基本的には考えており、側面については、別にマグネット等で外から見える大きさのものを用意することを検討しております。

B委員 それは、両側面に付けるということですか。

実施機関 両側面にあった方が良いと思いますが、台数も多いため、一度に両側面に貼るかどうかも含めて検討します。

B委員 背面と表現されているのは、後部のリアウインドウなどを指しているのでしょうか。

実施機関 はい。

会 長 ほかによろしいでしょうか。

[発言する人なし]

会 長 それでは、これで質疑を終了したいと思います。

実施機関は退室してください。

[実施機関（管財課、警防課、企業総務課）退室]

会 長 それでは、諮問第2号について審議したいと思います。

委員の皆様から御意見がありましたら、お願いいたします。

E委員 設置対象がかなりの台数になるので判断が難しいですが、本来の目的である事故処理についての画像は別で保存するという事ですので問題ないと思います。

ただ、事故処理に使用する以外の画像がどのくらいになるかが分からないのですが、例えば、ドライブレコーダー撮影中と車に表示しても、通行人は気が付かない、もしくは気が付いたからと言って、撮影されないように別の歩道に移動することはその時点では難しいと思います。そのため、今回諮問しているのは本人の同意なき収集になると思いますので、画像データの取扱いを慎重にさせていただきたいと思います。収集することはやむを得ないとしても、利用については、事故処理に関しては問題ありませんが、捜査協力等については、条件付きで提供するなど慎重な対応をお願いいたします。

会 長 慎重な対応とは、具体的にどのようなものでしょうか。

E委員 捜査協力がどのような形で来るか分からない部分もありますが、警察からエリアや、車両を指定して依頼があった場合にのみ対応することなどが考えられます。

B委員 E委員の御懸念についてですが、警察が捜査協力を依頼する場合、例えばあおり運転などでは、当事者双方の車両にドライブレコーダーがついていなかった場合、警察はいわゆるNシステムを巻き戻し、付近を走行していた車両に、ドライブレコーダーが設置されていなかったかどうか照会をかけています。そのため、警察から依頼がある場合、何月何日の何時頃市役所の車がこの付近を走行しているので、映像があったら提供してほしいといった形で依頼が来ます。

会 長 この間の高速の事故でもそこが決め手になったようですね。

B委員 はい。ですので、ドライブレコーダーが事故当事者の車に付いていなくても、付近の車の画像で特定することが可能になります。Nシステム自体が個人情報の関係で問題があるとの議論もありますが。



- C委員 Nシステムについては、以前から使用されていますね。
- B委員 はい。
- C委員 私自身、警察からドライブレコーダーの画像の提供について、連絡があったことがありました。
- 会 長 E委員の御懸念についてとはどういったことでしょうか。
- B委員 警察の捜査協力がどのような形でされるか疑問をお持ちだったので、お話をさせていただきました。実際には、ある程度事件や事故を特定した上での捜査協力依頼が来ますので、地引網的に公用車全車両の今月の映像を提供してほしいといったことはありません。
- E委員 ありがとうございます。Nシステムにより車両番号が特定されるため、特定の車両の映像を提供するという形なのですね。
- C委員 別紙資料3 ページ5(4)設置の主な効果の3点目がこちらの内容になりますね。
- 会 長 実施機関の説明では、一番困っているのは示談に時間がかかり、労力もかかってしまうということですね。
- B委員 私自身、日常的に交通事故の案件も取り扱っているのでも分かりますが、双方の言い分が食い違うことがむしろ通常です。ですから、別紙1の表2にもあるように8割くらい主張が食い違うことが分かると思います。ドライブレコーダーの映像があると、過失割合については評価も加わるため、映像だけですぐ決まるというわけではありませんが、双方の意見について、信号の色や衝突した地点などについては画像で確認できるため、示談までのスピードは速くなります。実際、損保ジャパン株式会社などでは、ドライブレコーダーの画像にAIを使って過失割合を判断させることで早急な処理を促すなど、今後もドライブレコーダーは更に普及していくと思います。
- 会 長 普及していくということですね。それでは、諮問について、各委員の御意見を伺いたいと思います。
- D委員 私は、この御時世、プライバシーの侵害という問題は一方であるものの、認めざるを得ないと感じております。1次的な目的だけでなく、2次効果、3次効果がありますし、社会的にも設置が普及している中、致し方ないと思います。
- 会 長 C委員はいかがでしょうか。

C委員 私も結論から言いますと、今回の設置については、設置の効果を重視すると考えますが、やはり保存方法について検討中という部分が多数あったことが気になります。その点について、実際に設置する場合、車が保管場所になるとすれば、取り出しをできないような対策をとったり、画質がそれほど細かくなならないようにということであれば、画質を高精細にできない機種を選ぶなど、そういった点を指摘した方が良いと考えております。先ほど私が申し上げた、カードの移動を伴う管理方法については、危険かもしれないと考えております。

会 長 画質が粗くなると事故が起こった際などの捜査に影響を及ぼしてしまうのではないのでしょうか。

B委員 影響が全くないということはないと思いますが、交通事故についてはどこで衝突したか、どういうタイミングで衝突したかが確認できればよいので、画質が鮮明である必要は無いと思います。

会 長 分かりました。B委員はこの諮問について、どのようにお考えでしょうか。

B委員 諮問については良いと思いますが、C委員と同様に、管理の面の検討が不十分ではないかと思えます。

会 長 確かにそうですね。

B委員 はい。その点については十分検討いただいた上で、設置管理していただくというところかと思えます。

C委員 先ほどのエレベーターについては、管理者がどこで画像を閲覧するか、鍵の管理などまで決まっていたのですが、そこまでは検討ができていないと感じました。

会 長 私もそのように感じました。導入自体は良いと思いますが、管理方法について審議会から付記したほうが良いですね。

ドライブレコーダーではないのですが、私自身、峰キャンパスから陽東キャンパスに研究室を移動したのですが、非常口の出口が、峰ではその場所で煙草を吸ったり出入り口として利用されていまして、張り紙等で注意をしても利用されている状況でした。陽東キャンパスでは、非常口の鍵にプラスチックがかぶせてあり、非常時には壊すことが可能なものですが、そういった形になるとたばこや出入り口としては利用されなくなるようです。ですので、

テープ等をかぶせたり，開けたら元に戻せないといった形にすると抑止力はかなり大きいと思います。職員の方も，悪気はなくともついSDカードを取り出してしまうこともあると思いますので。

B委員 はい。あると思います。

C委員 蓋をかぶせてビス止めするというところまでは必要ないと思いますが，破くと分かるようなテープを張っておくだけでも効果はあると思います。日付等が書いてあるテープなどが良いかもしれません。

いずれにしても，画質の点につきましては，個人を識別することが目的ではないので，画質を落とし，その分保存時間は伸びますが，その点についてはメモリを減らすことで時間を制限する形でしょうか。また，管理については車内になるので，メモリが出しにくい管理方法を検討していただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。C委員がまとめてくださいました。

B委員が御指摘されたドライブレコーダー作動中の表示を張る場所については，答申への記載はどのようにしますか。

B委員 大きい問題ではないので，答申としての指摘は必要ないと思います。ただ，本来的には諮問する際には，そういった点についても整理してから諮問するのが本来あるべき姿だと思います。

会 長 厳しい意見ですが，私も同感です。他都市の事例も含めて，整理した後に諮問していただければ，スムーズに審議できると思いますので，次回以降の案件についてはそのような対応をお願いいたします。

E委員 ドライブレコーダーを設置する場合，市内全域，不特定多数の方の情報を収集することになりますが，例えば市のホームページなどで公用車への設置目的や，開始時期などを広報することを，直接的な指摘ではありませんが，付帯的にお願いすることはいかがでしょうか。

会 長 事務局が実務的に問題が無ければ，広報することについては賛成です。

B委員 私も良いと思います。

会 長 そういった指摘を答申に盛り込むことは可能でしょうか。

事務局 その点については，実際に市の設置が決まれば，通常，こういった市民生活に影響が大きいものについては，メディアを通して各報道機関に情報提供

し、そちらで周知をお願いするなどの工夫をしてみたいと思います。

会 長 先ほどのエレベーターと異なり、公用車にドライブレコーダーを設置するというのは市民にとっては、あまり関わりの無いように感じるかもしれませんね。

E委員 結果的に撮られるのが市民なのですよ。

会 長 市民が撮られるという点で周知するということですね。

事務局 そういうことになります。

B委員 個人情報収集の目的を公表するということですね。

会 長 その方が丁寧だということですね。分かりました。広報と調整し、公表していただけたということですね。

事務局 その点については、事務局で進めさせていただきたいと思います。

会 長 内容については、私と事務局の間で確認する形でよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、諮問第2号については、必要性があるということで、承認する方向で答申することにしたと思います。

具体的な答申の内容につきましては、御審議いただいた質疑の内容等も踏まえて、会長一任ということで作成させていただきまして、委員の皆様には後日答申案をお送りして、内容を確認していただくということでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。それでは、そのような手順で進めたいと思います。

#### (4) その他

会 長 次に、次第の「4 その他」ですが、各委員から何かありますか。

B委員 第2回の審議会が3月に開催する予定だったと思いますが、日程は決まりましたでしょうか。

会 長 事務局から、この後連絡する予定です。

B委員 分かりました。

会 長 その他ございませんか。

[発言する人なし]

会 長 では、「4 その他」については委員の皆様から特にないということでの

で、事務局からありますでしょうか。

事務局 第2回の審議会ですが、3月15日の午後3時から開催させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

[一同「問題なし」と回答]

事務局 それでは、正式に場所が決まり次第通知させていただければと思います。

また、本日の審議会の議事録につきましては、後日、準備ができ次第郵送させていただきたいと思います。

会長 それでは、これで平成30年度第1回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。